

令和7年度 第1回 正副団長会議

日時：令和7年5月16日（金）

14時15分～15時45分

場所：サンプリエール（長崎市元船町2番4号）



2025年度 防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

会議次第

1 開 会

2 議 題

資料ページ

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| (1) 令和6年度長崎市消防団組織運営費決算報告について（団本部） | ・・・ 7 |
| (2) 令和6年度長崎市消防団組織運営費監査報告について（団本部） | ・・・ 8 |
| (3) 令和7年度長崎市消防団運営費補助金の配分（案）について（団本部） | ・・・ 9 |
| (4) 令和7年度長崎市消防団組織運営費予算（案）について（団本部） | ・・・ 14 |
| (5) 消防団甲種服について（団本部） | ・・・ 15 |
| (6) 長崎市消防団ポンプ操法大会について（団本部） | ・・・ 16 |

3 連絡事項

- | | |
|--|----------|
| (1) 第78回長崎県消防団大会について（団本部） | ・・・ 17 |
| (2) 令和7年度長崎県都市消防団正副団長会議の開催について（団本部） | ・・・ 19 |
| (3) 広域支援分団について（団本部） | ・・・ 20 |
| (4) シン・加入促進チームについて（団本部） | ・・・ 21 |
| (5) 定年延長団員と再任用団員の状況について（予防課） | ・・・ 22 |
| (6) 消防学校入校調査結果について（予防課） | ・・・ 23 |
| (7) 消防水利情報の「ながさきマップ」への公開について（警防課 警防装備係） | ・・・ 24 |
| (8) 精霊流し特別消防警備について（警防課 警防装備係） | ・・・ 28 |
| (9) 令和7年度消防団訓練研修計画について（案）（警防課 訓練管理係） | ・・・ 35 |
| (10) 消防団充実強化研修（アドバイザー派遣）について（予防課） | ・・・ 36 |
| (11) 長崎市消防局災害対策本部設置訓練（前期）について（警防課 訓練管理係） | ・・・ 37 |
| (12) 地区別教育訓練の実施について（警防課 訓練管理係） | ・・・ 39 |
| (13) 全国女性消防団員活性化長崎大会について（予防課） | ・・・ 46 |
| (14) 消防団協力事業所の拡充について（予防課） | ・・・ 47 |
| (15) 後援会費の徴収について（予防課） | ・・・ 口頭説明 |
| (16) 被服等の再利用について（予防課） | ・・・ 48 |
| (17) 一人暮らし高齢者への住宅防火訪問について（予防課） | ・・・ 49 |

4 閉 会

《別添》

- ・ 消防団員名簿 （部長以上）
- ・ 消防局幹部名簿 （係長以上）

正副団長会議出席者

階 級 ・ 補 職 名	氏 名	地 区 名 等
団 長	山 口 照 己	団 本 部
副 団 長	山 口 邦 紀	中 央 地 区 本 部
〃	下 道 勝 彦	梅 香 崎 地 区 本 部
〃	松 尾 博 信	稲 佐 地 区 本 部
〃	山 本 国 晴	福 田 地 区 本 部
〃	森 孝 幸	式 見 地 区 本 部
〃	赤 瀬 俊 一	東 長 崎 地 区 本 部
〃	犬 塚 勇 次	日 見 地 区 本 部
〃	前 川 満 宏	茂 木 地 区 本 部
〃	辻 忠 広	土 井 首 地 区 本 部
〃	山 本 勝 也	深 堀 地 区 本 部
〃	野 本 英 世	三 重 地 区 本 部
〃	北 原 和 好	香 焼 地 区 本 部
〃	内 田 隆 英	伊 王 島 地 区 本 部
〃	谷 下 秀 行	高 島 地 区 本 部
〃	宮 崎 達 也	野 母 崎 地 区 本 部
〃	高 比 良 淳	三 和 地 区 本 部
〃	山 道 浩	外 海 地 区 本 部
〃	田 添 満 徳	琴 海 地 区 本 部
〃	大 串 寿	団 本 部
分 団 長	松 本 菊 代	団 本 部

消 防 局 長		狩 野 徳 智	危 機 管 理 監	大 賀 勇 司
消 防 局 次 長		鶴 見 康 生		
中 央 消 防 署 長		伯 川 秀 人		
北 消 防 署 長		林 田 哲		
南 消 防 署 長		岡 本 和 幸		
総 務 課 長		杉 内 晴 貴		
予 防 課 長		奥 村 喜 一		
警 防 課 長		麻 生 太 郎	警防課警防装備係係長	高 橋 啓 輔
指 令 課 長		野 口 卓 真	警防課訓練管理係係長	上 戸 智 宏
事 務 局	市民消防係係長	山 崎 真 一 朗		
	市民消防係主任	福 江 定 幸		
	市民消防係主事	磯 裕 二 郎		
	市民消防係主事	明 石 良 平		

2 議題

(1) 令和6年度長崎市消防団組織運営費決算報告について（団本部）

(2) 令和6年度長崎市消防団組織運営費監査報告について（団本部）

(3) 令和7年度長崎市消防団運営費補助金の配分（案）について（団本部）

(4) 令和7年度長崎市消防団組織運営費予算（案）について（団本部）

(5) 消防団甲種服について（団本部）

(6) 長崎市消防団ポンプ操法大会について（団本部）

3 連絡事項

(1) 第78回長崎県消防団大会について（団本部）

(2) 令和7年度長崎県都市消防団正副団長会議の開催について（団本部）

(3) 広域支援分団について（団本部）

(4) シン・加入促進チームについて（団本部）

(5) 定年延長団員と再任用団員の状況について（予防課）

(6) 消防学校入校調査結果について（予防課）

(7) 消防水利情報の「ながさきマップ」への公開について（警防課 警防装備係）

(8) 精霊流し特別消防警備について（警防課 警防装備係）

(9) 令和7年度消防団訓練研修計画について（案）（警防課 訓練管理係）

(10) 消防団充実強化研修（アドバイザー派遣）について（予防課）

(11) 長崎市消防局災害対策本部設置訓練（前期）について（警防課 訓練管理係）

(12) 地区別教育訓練の実施について（警防課 訓練管理係）

(13) 全国女性消防団員活性化長崎大会について（予防課）

(14) 消防団協力事業所の拡充について（予防課）

(15) 後援会費の徴収について（予防課）

(16) 被服等の再利用について（予防課）

(17) 一人暮らし高齢者への住宅防火訪問について（予防課）

議題（１）令和６年度長崎市消防団組織運営費決算報告について（団本部）

収入額	1,190,000
支出額	1,190,000
次期繰越金	0

【収入】

科目	予算額	決算額	増減額	備考
補助金	1,190,000	1,190,000	0	
合 計	1,190,000	1,190,000	0	

【支出】

科 目		予算額	決算額	増減額	備 考
事務費	行事費	30,000	110,876	80,876	1 長崎市消防殉職者追悼式供花代 2 各種イベント参加時の諸経費
	需用費	900,000	883,403	▲ 16,597	退職者感謝状ほか研修時の資料印刷 費及び加入促進消耗品ほか
	小 計	930,000	994,279	64,279	
通信運搬費		120,000	123,737	3,737	振込手数料ほか
会議費		70,000	17,940	▲ 52,060	研修・会場借上げ費
対外交流費		50,000	54,044	4,044	慶弔費ほか
その他		20,000	0	▲ 20,000	予備費
合 計		1,190,000	1,190,000	0	

監 査 報 告

長崎市消防団組織運営費について、監査した結果を報告します。

令和６年度の収入・支出決算について監査しましたところ、事務処理は正確かつ適正であったことを認めます。

令和７年 ４月 17 日

監 事

赤瀬 俊 一



令和７年 ４月 17 日

監 事

山口 邦 紀



議題（３）令和７年度長崎市消防団運営費補助の配分（案）について（団本部）

R7.4.1

			(単位：人)	(単位：円)	
	所 属	部	実員	支給額	
本 部	団 本 部	0	3	101,700	
	広 域 支 援 分 団	0	36	350,400	
	(消防団組織運営費)	0		1,190,000	
	小 計	0	39	1,642,100	
中 央	地 区 本 部	0	4	105,600	
	1 分 団	0	17	276,300	
	2 分 団	0	22	295,800	
	3 分 団	0	21	291,900	
	4 分 団	0	20	288,000	
	5 分 団	0	24	303,600	
	6 分 団	0	11	252,900	
	7 分 団	0	24	303,600	
	8 分 団	0	25	307,500	
	9 分 団	0	28	319,200	
	1 0 分 団	0	21	291,900	
	1 1 分 団	0	22	295,800	
	小 計	0	239	3,332,100	
	梅 香 崎	地 区 本 部	0	4	105,600
1 2 分 団		0	28	319,200	
1 3 分 団		0	17	276,300	
1 4 分 団		0	10	249,000	
1 5 分 団		0	7	237,300	
1 6 分 団		0	13	260,700	
1 7 分 団		0	21	291,900	
戸 町 水 上		0	16	272,400	
小 計		0	116	2,012,400	
稲 佐	地 区 本 部	0	3	101,700	
	1 8 分 団	0	13	260,700	
	1 9 分 団	0	22	295,800	
	2 0 分 団	0	15	268,500	
	2 1 分 団	0	14	264,600	
	2 2 分 団	0	6	233,400	
	2 3 分 団	3	5	129,500	400,400
	2 3 ー 1		11	92,900	
	2 3 ー 2		9	85,100	
	2 3 ー 3		11	92,900	
	旭 町 水 上	0	20	288,000	
	小 計	3	129	2,113,100	
福 田	地 区 本 部	0	4	105,600	
	2 4 分 団	3	7	137,300	478,400
	2 4 ー 1		16	112,400	
	2 4 ー 2		17	116,300	
	2 4 ー 3		16	112,400	
	2 5 分 団	4	8	141,200	536,200
	2 5 ー 1		18	120,200	
	2 5 ー 2		13	100,700	
	2 5 ー 3		11	92,900	
	2 5 ー 4		8	81,200	
	小 計	7	118	1,120,200	
式 見	地 区 本 部	0	3	101,700	
	2 6 分 団	3	5	129,500	451,100
	2 6 ー 1		14	104,600	
	2 6 ー 2		18	120,200	
	2 6 ー 3		12	96,800	
	2 7 分 団	3	5	129,500	455,000
	2 7 ー 1		12	96,800	
	2 7 ー 2		16	112,400	
	2 7 ー 3		17	116,300	
	小 計	6	102	1,007,800	

	所 属	部	実員(4.1)	支給額
東長崎	地 区 本 部	0	3	101,700
	2 8 分 団	8	8	141,200
	2 8 - 1		21	131,900
	2 8 - 2		18	120,200
	2 8 - 3		15	108,500
	2 8 - 4		10	89,000
	2 8 - 5		15	108,500
	2 8 - 6		19	124,100
	2 8 - 7		18	120,200
	2 8 - 8		17	116,300
	2 9 分 団	6	7	137,300
	2 9 - 1		16	112,400
	2 9 - 2		10	89,000
	2 9 - 3		7	77,300
	2 9 - 4		5	69,500
	2 9 - 5		14	104,600
	2 9 - 6		5	69,500
	3 0 分 団	5	5	129,500
	3 0 - 1		13	100,700
	3 0 - 2		12	96,800
	3 0 - 3		16	112,400
	3 0 - 4		16	112,400
	3 0 - 5		8	81,200
	小 計	19	278	2,454,200
日見	地 区 本 部	0	4	105,600
	3 1 分 団	5	4	125,600
	3 1 - 1		11	92,900
	3 1 - 2		12	96,800
	3 1 - 3		10	89,000
	3 1 - 4		7	77,300
	3 1 - 5		9	85,100
	小 計	5	57	672,300
茂木	地 区 本 部	0	4	105,600
	3 2 分 団	2	8	141,200
	3 2 - 1		16	112,400
	3 2 - 2		15	108,500
	3 3 分 団	2	6	133,400
	3 3 - 1		10	89,000
	3 3 - 2		14	104,600
	3 4 分 団	5	4	125,600
	3 4 - 1		12	96,800
	3 4 - 2		14	104,600
	3 4 - 3		16	112,400
	3 4 - 4		14	104,600
	3 4 - 5		12	96,800
	3 5 分 団	2	7	137,300
	3 5 - 1		19	124,100
	3 5 - 2		12	96,800
	小 計	11	183	1,793,700

	所 属	部	実員(4.1)	支給額	
土井首	地 区 本 部	0	4	105,600	
	3 6 分 団	3	5	129,500	435,500
	3 6 - 1		13	100,700	
	3 6 - 2		13	100,700	
	3 6 - 3		14	104,600	
	3 7 分 団	2	4	125,600	295,800
	3 7 - 1		4	65,600	
	3 7 - 2		14	104,600	
	土 井 首 水 上	0	14	264,600	
	小 計	5	85	1,101,500	
深堀	地 区 本 部	0	3	101,700	
	3 8 分 団	2	2	117,800	295,800
	3 8 - 1		9	85,100	
	3 8 - 2		11	92,900	
	3 9 分 団	2	2	117,800	319,200
	3 9 - 1		9	85,100	
	3 9 - 2		17	116,300	
	小 計	4	53	716,700	
三重	地 区 本 部	0	4	105,600	
	4 0 分 団	2	6	133,400	342,600
	4 0 - 1		18	120,200	
	4 0 - 2		10	89,000	
	4 1 分 団	2	6	133,400	459,600
	4 1 - 1		27	155,300	
	4 1 - 2		31	170,900	
	4 2 分 団	2	4	125,600	284,100
	4 2 - 1		12	96,800	
	4 2 - 2		3	61,700	
	小 計	6	121	1,191,900	
香焼	地 区 本 部	0	3	101,700	
	4 3 分 団	0	15	268,500	
	4 4 分 団	0	13	260,700	
	4 5 分 団	0	16	272,400	
	小 計	0	47	903,300	
伊王島	地 区 本 部	0	2	97,800	
	4 6 分 団	4	3	121,700	438,700
	4 6 - 1		5	69,500	
	4 6 - 2		16	112,400	
	4 6 - 3		5	69,500	
	4 6 - 4		4	65,600	
小 計	4	35	536,500		
高島	地 区 本 部	0	2	97,800	
	4 7 分 団	3	2	117,800	330,200
	4 7 - 1		7	77,300	
	4 7 - 2		4	65,600	
	4 7 - 3		5	69,500	
	小 計	3	20	428,000	

	所 属	部	実員(4.1)	支給額
野母崎	地 区 本 部	0	2	97,800
	4 8 分 団	2	5	129,500
	4 8 - 1		10	89,000
	4 8 - 2		7	77,300
	4 9 分 団	2	6	133,400
	4 9 - 1		17	116,300
	4 9 - 2		16	112,400
	5 0 分 団	3	6	133,400
	5 0 - 1		10	89,000
	5 0 - 2		11	92,900
	5 0 - 3		9	85,100
	5 1 分 団	3	9	145,100
	5 1 - 1		11	92,900
	5 1 - 2		4	65,600
	5 1 - 3		4	65,600
	5 2 分 団	2	5	129,500
	5 2 - 1		6	73,400
	5 2 - 2		11	92,900
	小 計	12	149	1,821,100
三和	地 区 本 部	0	5	109,500
	5 3 分 団	3	5	129,500
	5 3 - 1		7	77,300
	5 3 - 2		11	92,900
	5 3 - 3		20	128,000
	5 4 分 団	3	3	121,700
	5 4 - 1		20	128,000
	5 4 - 2		17	116,300
	5 4 - 3		6	73,400
	5 5 分 団	4	3	121,700
	5 5 - 1		9	85,100
	5 5 - 2		24	143,600
	5 5 - 3		12	96,800
	5 5 - 4		4	65,600
	小 計	10	146	1,489,400
外海	地 区 本 部	0	3	101,700
	5 6 分 団	3	6	133,400
	5 6 - 1		12	96,800
	5 6 - 2		11	92,900
	5 6 - 3		11	92,900
	5 7 分 団	2	4	125,600
	5 7 - 1		12	96,800
	5 7 - 2		14	104,600
	5 8 分 団	3	4	125,600
	5 8 - 1		7	77,300
	5 8 - 2		6	73,400
	5 8 - 3		8	81,200
	5 9 分 団	4	4	125,600
	5 9 - 1		6	73,400
	5 9 - 2		6	73,400
	5 9 - 3		7	77,300
	5 9 - 4		5	69,500
	6 0 分 団	0	1	213,900
	小 計	12	127	1,835,300

	所 属	部	実員(4.1)	支給額
琴海	地 区 本 部	0	6	113,400
	6 1 分 団	0	26	311,400
	6 2 分 団	0	27	315,300
	6 3 分 団	2	6	133,400
	6 3 - 1		11	92,900
	6 3 - 2		10	89,000
	6 4 分 団	2	7	137,300
	6 4 - 1		17	116,300
	6 4 - 2		18	120,200
	6 5 分 団	2	10	149,000
	6 5 - 1		12	96,800
	6 5 - 2		13	100,700
	6 6 分 団	3	7	137,300
	6 6 - 1		8	81,200
	6 6 - 2		10	89,000
	6 6 - 3		11	92,900
	小 計	9	199	2,176,100
総 合 計			2,243	28,347,700

※ 長崎市消防団運営費補助金交付要綱 第3条（補助金の額）

運営費総額 3,900円×2,390人(実員) + 280,000円×70個分団 =	28,347,700 円
--	--------------

※ 長崎市消防団運営費補助金に関わる事務の手引き 第3（補助金の交付額）

本部			(1) 団本部費 (3,900円×実員数)+90,000円+{運営費－(分団・地区本部・広域支援分団総支給額)} (2) 地区本部費 (3,900円×実員数+90,000円)×18地区 (3) 広域支援分団費 ア 基本額 100,000円 イ 分団割 110,000円 ウ 人頭割 3,900円×実員数
分 団	部がない分団		(1) 基本額 100,000円 (2) 分団割 110,000円 (3) 人頭割 3,900円×実員数
	部がある分団	2部以下	(1) 基本額 100,000円 (2) 分団割 110,000円 (3) 人頭割 3,900円×実員数
		3部以上	(1) 基本額 50,000円×部数 (2) 分団割 110,000円 (3) 人頭割 3,900円×実員数

議題（４）令和７年度長崎市消防団組織運営費予算（案）について（団本部）

【収入】

科目	予算額	前年度予算額	増減額	備考
補助金	1,190,000	1,190,000	0	
合 計	1,190,000	1,190,000	0	

【支出】

科 目		予算額	前年度予算額	増減額	備 考
事務費	行事費	100,000	30,000	70,000	1 長崎市消防殉職者追悼式供花代 2 各種イベント参加時の諸経費
	需用費	900,000	900,000	0	退職者感謝状ほか研修時の資料印刷 費及び加入促進消耗品ほか
小 計		1,000,000	930,000	70,000	
通信運搬費		120,000	120,000	0	振込手数料ほか
会議費		20,000	70,000	▲ 50,000	研修・会場借上げ費
対外交流費		30,000	50,000	▲ 20,000	慶弔費ほか
その他		20,000	20,000	0	予備費
合 計		1,190,000	1,190,000	0	

議題（５）消防団甲種服について（団本部）

消防団甲種服について

1 概要

令和7年4月17日（木）に開催された方面隊長会議で、南方面隊長から「現在、甲種服については分団長以上へ支給しているが、着用機会が少ないため、地区本部の分団長以上へ支給してはどうか。」との意見があったもの。

2 現在の主な着用機会

防火のつどい

出初式（地区本部の分団長以上）

3 その他

甲種服一式の参考価格

甲 種 服：53,000 円

制 帽：7,000 円

ネクタイ：3,000 円

革ベルト：4,000 円

合計 67,000 円

議題（６）長崎市消防団ポンプ操法大会について（団本部）

第２１回長崎市消防団ポンプ操法大会について

１ 日時

令和７年９月２８日（日）

２ 場所

長崎魚市駐車場（長崎市京泊３丁目）

３ 予備日

なし（雨天決行）

４ 主催

長崎市消防団員共済会

５ 今後の方針について

前回大会の反省事項で、長崎市消防団員共済会の主催であるにも関わらず、案内等の事務処理を含めて消防局へ依頼することが多かった。

そこで、大会実施に向けて実行委員会を立ち上げてから実施するのかどうかを含めて副団長で協議していただきたい。

連絡事項（１）第７８回長崎県消防団大会について（団本部）

第７８回長崎県消防団大会

- 1 大会日程 令和７年６月１４日（土）
- 2 時 間 １３時３０分～１７時００分
※開始終了時刻は変更になる可能性があります。
- 3 場 所 西海市大島文化ホール（長崎県西海市大島町１９２２番地２）
- 4 主 催 長崎県消防協会
- 5 参加者
（１）消防団
（２）消防局（２名随行）
- 6 参加対象者
別添「参加者名簿」参照
- 7 大会参加服装
乙種服（ハッピー・ズボン）、えどはら着用、アポロキャップ、靴は黒短靴
受章者は必ず白手袋を持参、また、えどはらの下にインナーシャツ等を着用する
場合は、「黒色」で統一してください。
※表彰受賞団員については、略帽を着用する。
- 8 移動手段等
マイクロバスにて移動予定
※詳細な日程については、後日お知らせいたします。
- 9 その他
当日１２時００分頃から受章者リハーサルを予定しています。

第 7 8 回 長 崎 県 消 防 団 大 会
参 加 者 名 簿

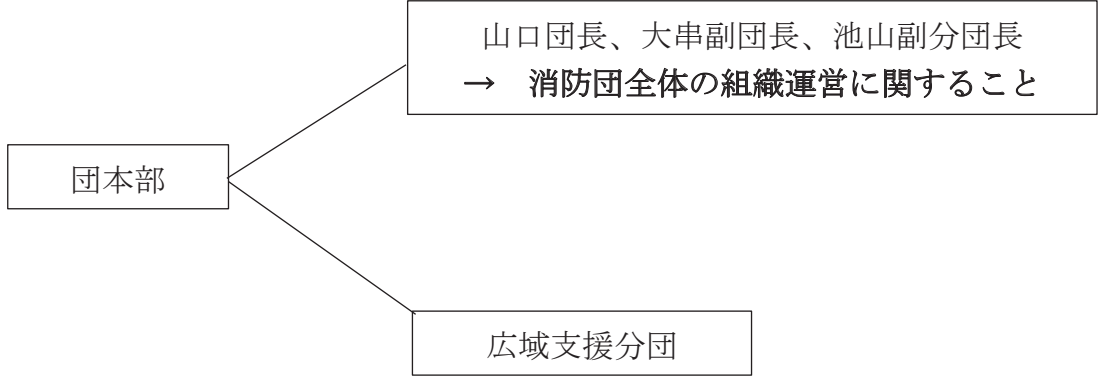
番号	職 名・階 級	氏 名	受 章 種 別
1	団長	山口 照己	県民表彰
2	副団長	北原 和好	長官永年、日消功績
3	副団長	宮崎 達也	長官永年
4	副団長	犬塚 勇次	県民表彰
5	分団長	平野 繁春	長官永年
6	副団長	大串 寿	
7	副団長	山口 邦紀	
8	副団長	松尾 博信	
9	副団長	山本 国晴	
10	副団長	森 孝幸	
11	副団長	赤瀬 俊一	
12	副団長	辻 忠広	
13	副団長	野本 英世	
14	副団長	高比良 淳	
15	副団長	山道 浩	
16	副団長	田添 満徳	
17	主任	福江 定幸	
18	主事	磯 裕二郎	

連絡事項（２）令和７年度長崎県都市消防団正副団長会議の開催について（団本部）

令和７年度長崎県都市消防団正副団長会議の開催について

- １ 日 時 令和７年１０月３日（金）
- ２ 場 所 大村市（詳細な場所については未定）
- ３ 議 題 各都市消防団からの提出議題
- ４ 参加者
 - （１）消防団員 １０名程度※
 - （２）事務局 ３名※ 参加対象となる正・副団長については、当年度に昇任した副団長及び現副団長で過去出席がない副団長を優先に人選することとしています。
- ５ その他
 - （１）服装は、クールビズ（ノーネクタイ）
 - （２）当日、意見交換会が予定されています。
 - （３）マイクロバス等を使用し、１泊の予定になります。

広域支援分団について



令和 6 年度の実績			
行事名	回数	人数	活動内容
イベント	13	54	加入促進
県慰霊祭	1	6	受付業務
市慰霊祭	1	2	受付業務
消防体験ひろば	1	10	少年消防クラブ対象
地域防災訓練	24	65	消火器取扱訓練等
教育訓練	1	32	訓練
出初式	1	25	運営補助
花火教室	5	10	防火指導
普通救命講習	3	6	指導員
防火講話（幼稚園）	3	6	防火講話等
防災サポーター	1	2	補助員
防災リーダー	1	2	補助員
会議等	22	83	会議等
長崎県女性消防団員研修	1	16	研修会
女性活性化大会 栃木大会	1	4	視察研修
合 計	79	323	

広域支援分団の主な活動

- ・ 応急手当指導
- ・ 火災予防広報
- ・ 地域の防災訓練への応援活動
- ・ 基本分団の活動支援
- ・ 式典等への派遣
- ・ 防火講話等

↓

今後の重点化活動

- ・ 新たに 7 名が応急手当普及員として認定されたことから、救命率の向上に努める。
- ・ 住宅防火対策として 1 人暮らし高齢者の防火訪問を実施する。

連絡事項（４）シン・加入促進チームについて（団本部）

シン・加入促進チームについて

1 概要

令和7年4月17日（木）にシン・加入促進チームの辞令交付式が開催され、各地区から推薦を受けた15名の団員が任命されました。

2 チーム名について

「長崎市消防団 チームNEO」

NEOという言葉はギリシャ語で「新しい」「復活」等の意味があり、新しく生まれ変わった加入促進チームになるという意味を込めて、名付けられました。

3 リーダー

森田 祐介（第13分団）

4 サブリーダー

荒木 なな（広域支援分団）、石川 悠哉（第26分団2部）

5 メンバー紹介

分団	氏名	分団	氏名	分団	氏名
広域支援分団	秋浦 有紀	第4分団	田川 鈴菜	第26分団2部	藤野 祐大
広域支援分団	荒木 なな	第13分団	森田 祐介	第29分団2部	本田 隼士
広域支援分団	小杉 美智	第26分団2部	石川 悠哉	第31分団2部	中島 大地
中央地区本部	吉富 貴子	第26分団2部	立花 歩	第33分団1部	坂口 勇太
第1分団	岩永 朋美	第26分団2部	藤野 晃大	第36分団2部	野口 祐樹



定年延長団員と再任用団員の状況について

1 概要

長崎市消防団員任免取扱要綱が改正され、令和７年４月１日から定年延長団員及び再任用団員の運用が始まりました。

2 定年延長団員について

５人（令和７年４月１日付）

3 再任用団員について

７人（令和７年５月１日現在）

内訳については、４月１日付で４人、５月１日付で３人の入団となっています。

4 現在の長崎市消防団の団員数

2, 246人（令和７年５月１日現在）

入校希望調査結果

教育課程の種別（必須入校）				入校日	予定人数 (団全体)	希望地区 及び人数
幹部教育	上級幹部科	第 485 回	副団長課程（必須） 日見、香焼、外海割当	10 月 2 日 ～ 10 月 3 日	3 名	日見、香焼、外海 各副団長（3 名）
専科教育		第 24 回	女性消防団員課程 （必須）	11 月 5 日	2 名	広域支援分団（2 名）
必須入校小計						5 名

教育課程の種別（希望入校）				入校日	予定人数 (団全体)	希望地区 及び人数
幹部教育	指揮幹部科	第 489 回	分団長・副分団長課程	11 月 25 日 ～ 11 月 26 日	1 名	外海地区（1 名）
		第 487 回	部長・班長課程	11 月 18 日 ～ 11 月 19 日	1 名	なし
		第 491 回	分団指揮課程 (分団長・副分団長級)	12 月 3 日 ～ 12 月 4 日	1 名	なし
		第 486 回	現場指揮課程 (部長・班長級)	11 月 11 日 ～ 11 月 12 日	1 名	なし
専科教育		令和 7 年度	指導員研修課程 (日本消防協会委託)	10 月 8 日 ～ 10 月 9 日	1 名	なし
希 望 入 校 小 計						
合 計					10 名	6 名

消 警 号 外
令和7年4月24日

消 防 団 長 様
副 団 長 様
分 団 長 様
部のある部長 様

警 防 課 長

長崎市地図情報サービスサイト（ながさきマップ）への
消防水利情報掲載について（事務連絡）

このことについて、消火栓や防火水槽の位置をインターネット上で閲覧できるように、長崎市地図情報サービスサイト（ながさきマップ）に掲載しましたのでお知らせします。

QR コード	URL
	https://www.sonicweb-asp.jp/nagasaki-city/

「長崎市地図情報サービスサイト（ながさきマップ）」は、市民向けに行政情報（都市計画情報、公共施設など）をインターネット上で閲覧できるサイトです。

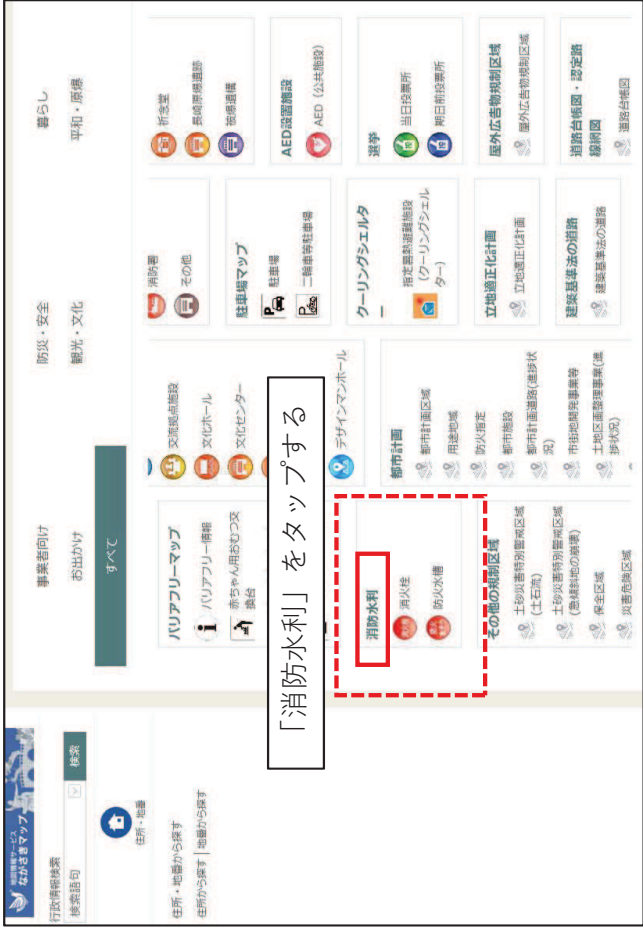
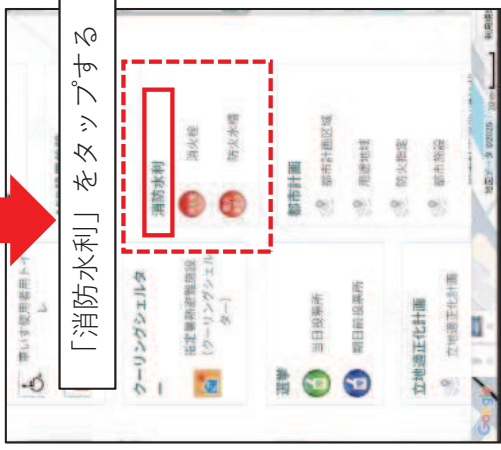
なお、表示されている消防水利情報は最新の情報が反映されていない場合がありますのであらかじめご了承ください。

担当
警防課 警防装備係
高橋 近藤
連絡先 095-822-0470

ながさきマップ使用手順

パソコン画面	スマホ画面
①ながさきマップを開く ページID: 0005509 更新日: 2024年11月11日更新 印刷ページ表示 ▶ ページ目次 ながさきマップは行政情報（都市計画情報、建築基準法上の道路情報、地番参考図情報、公共施設など）をインターネット上で閲覧できる便利なサイトです。 インターネット上で公開しているので、市役所が閉庁している時でもご利用可能！自宅のパソコンだけでなくスマートフォンからも閲覧できるので、外出先でも利用することが出来ます。 ながさきマップ サービスサイト（ながさきマップ）とは ながさきマップは行政情報（都市計画情報、建築基準法上の道路情報、地番参考図情報、公共施設など）をインターネット上で公開しているので、市役所が閉庁している時でもご利用可能！自宅のパソコンだけでなくスマートフォンからも閲覧できるので、外出先でも利用することが出来ます。 ながさきマップ サービスサイト（ながさきマップ）の運用を開始しました。 • 令和5年2月1日から、長崎市地図情報サービスサイト（ながさきマップ）の運用を開始しました。 • 長崎市地図情報サービスサイト（ながさきマップ）へは、下記リンクからアクセスできますので、ぜひご利用ください。 ながさきマップ サービスサイト（ながさきマップ） ながさきマップ サービスサイト（ながさきマップ）へは、下記リンクからアクセスできますので、ぜひご利用ください。 ながさきマップ サービスサイト（ながさきマップ）はこちら<外部リンク>	× ながさきマップ ながさきマップ ながさきマップ ながさきマップ ながさきマップ サービスサイト（ながさきマップ）とは ながさきマップは行政情報（都市計画情報、建築基準法上の道路情報、地番参考図情報、公共施設など）をインターネット上で公開しているので、市役所が閉庁している時でもご利用可能！自宅のパソコンだけでなくスマートフォンからも閲覧できるので、外出先でも利用することが出来ます。 ながさきマップ サービスサイト（ながさきマップ）の運用を開始しました。 • 令和5年2月1日から、長崎市地図情報サービスサイト（ながさきマップ）の運用を開始しました。 • 長崎市地図情報サービスサイト（ながさきマップ）へは、下記リンクからアクセスできますので、ぜひご利用ください。 ながさきマップ サービスサイト（ながさきマップ） ながさきマップ サービスサイト（ながさきマップ）へは、下記リンクからアクセスできますので、ぜひご利用ください。 ながさきマップ サービスサイト（ながさきマップ）はこちら<外部リンク>

ながさきマップ使用手順

パソコン画面	スマホ画面
②レイヤ画面を表示する  「消防水利」をタップする	テーマ変更をタップする   矢印をタップする  「消防水利」をタップする

ながさきマップ使用手順

パソコン画面	スマホ画面
③水利を選択する	

精霊流し特別消防警備実施要領

参考（前年度分）

1 目 的

精霊流し行事に関し、火災の予防及び消防警備体制の確保を図り、市民並びに観光客等滞在者の生命、身体等の保護に努めるとともに、行事の円滑な推進に寄与することを目的とする。

2 実施日時

令和6年8月15日（木）16時00分から精霊流し終了までとする。

3 警備対策本部の組織系統

別添1のとおり

4 警備種別

（１）各警備場所における拠点警備とする。

（２）署隊実施事項及び署長巡視箇所等 別添2のとおり

5 警備場所及び実施事項等

別添3及び別添4のとおり

6 警備人員

各分団（部）は、別添3の昨年実績を参考に警備の安全上、必要な人員を配置すること。

7 警備要領等

（１）消防署及び消防団の警備が重複する場所については、互いに調整して警備を実施すること。

（２）指揮者は、次のことを消防局警備本部警防担当に必ず報告すること。

ア 警備の開始時間

イ 警備の終了時間

ウ 流し場で異状があった場合の内容等

（３）服装

活動服、ヘルメット、編上げ靴とする。

（４）熱中症対策

こまめな水分補給を行うなど熱中症対策に努めること。

（５）その他

ア 昨年、流し場警備終了後に無人になった流し場の精霊船が燃える事案が発生したため、各流し場の担当分団は引き揚げる前に再確認を行い、警備を終了すること。

イ 消防車両の乗車定員を厳守すること。

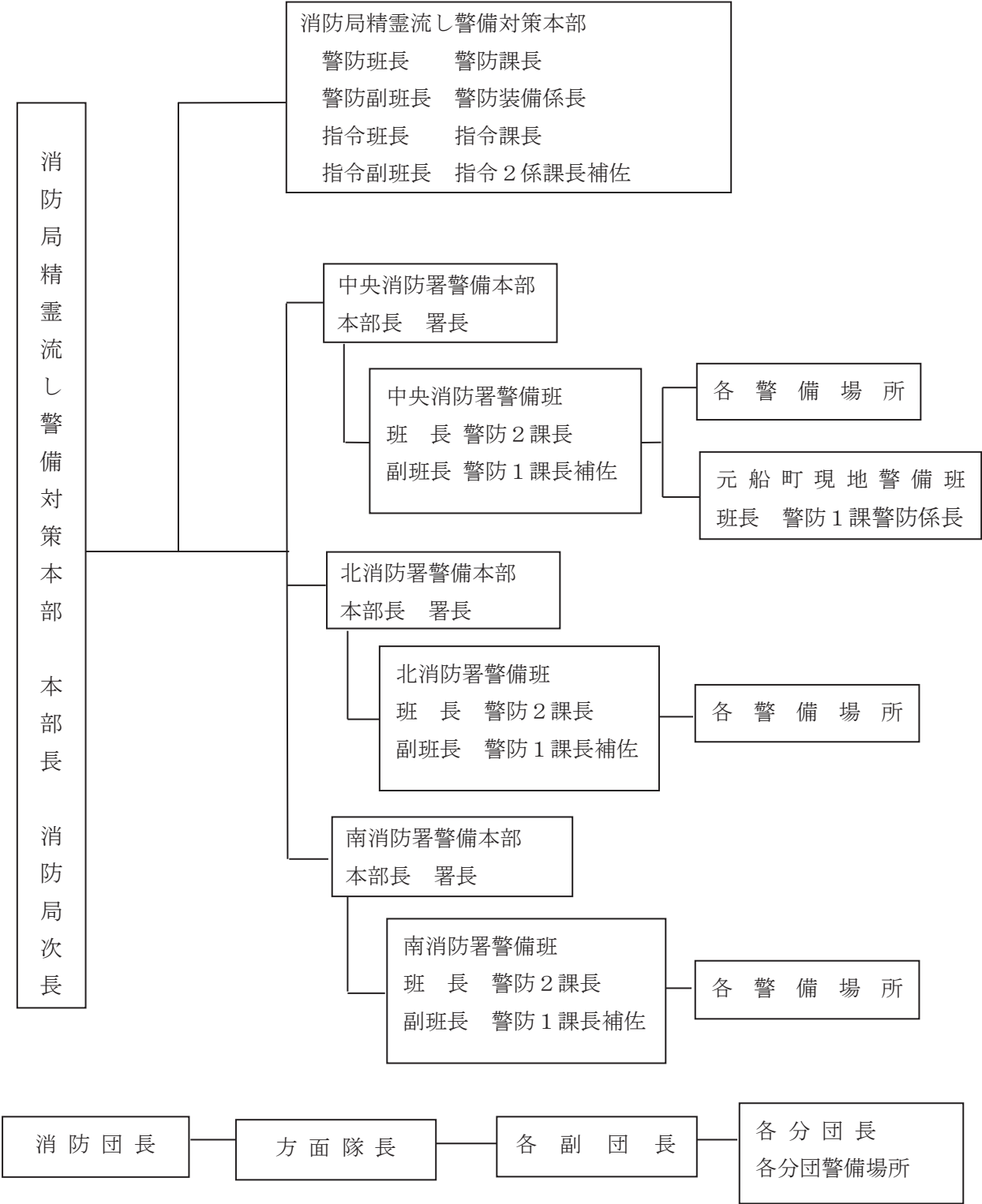
ウ 警備中における所轄の消防署長及び地区副団長の巡視時には、流し場警備責任者（分団長）の指揮により整列し、巡視者へ対し警備状況を報告すること。

エ 警備時の待機車両の管理について留意すること。（車両のエアコン及び赤色灯は使用しない。）

オ 出動報告書については、「うら盆特別警戒（精霊流し）」1回として提出すること。

カ 実施要領について疑義が生じた場合は、消防局警防課に問い合わせること。

組 織 系 統 図



警備場所及び警備種別一覧表

署	警 備 場 所	警備種別	備 考
中 央 署	元船流し場(元船北岸壁エプロン)	拠点警備	署長巡視
	丸尾町流し場 (みなと会館跡地前)	派遣警備	署長巡視
	松が枝流し場 (梅香崎中学校内)	巡回警備	
	立神流し場 (立神バス発着所前)		
	小桧流し場 (小桧地域センター前)		
	日見流し場 (日見公園)		
	東長崎流し場 (東部下水処理場前道路)		
	茂木流し場 (片町、宮摺)		
	その他警備を必要とする流し場		
北 署	松山流し場 (陸上競技場の一部)	派遣警備	署長巡視
	滑石流し場 (平宗公園、北陽公園)	巡回警備	署長巡視
	昭和流し場 (浦上浄水場)		
	その他警備を必要とする流し場		
南 署	戸町流し場 (南部下水処理場、戸町4丁目公民館)	巡回警備	
	土井首流し場 (えがわ運動公園駐車場)		署長巡視
	深堀流し場 (深堀埋立地)		署長巡視
	その他警備を必要とする流し場		

各署指揮調査隊は、署長巡視時間等を関係副団長等に連絡し調整を図ること。

消防団警備場所

流し場	警備場所	警備分団	昨年実績 (人数)
滑 石	平宗公園、北陽公園	1 分団	6
昭 和 大 手 女 の 都 川 平 三 川	浦上浄水場 二郷橋横 女の都遊園 筒水平、赤水平、六枚板 三川橋、高橋酒店、三川町公民館前、朝日橋	3 分団	1 4
松 山	陸上競技場の一部	2 分団	1 0
本 河 内	御手水公園、旧街道の峠、奥山	8 分団	6
元 船	元船北岸壁エプロン	1 0 分団	1 4
木 場	公民館裏	7 分団	4
松 が 枝	梅香崎中学校内	1 3 分団	1 0
戸 町	南部下水処理場、戸町 4 丁目公民館	1 5 分団	8
丸 尾 町	みなと会館跡地前	2 1 分団	6
立 神 西 泊	立神バス発着所前 西泊バス発着所前	2 2 分団	4
小 桧	小桧地域センター前、神の島 1 丁目公民館横	2 3 分団	2 1
東 長 崎	東部下水処理場前道路	2 8 分団	1 0
現 川	現川鉄道橋下	2 8 分団	7
日 見	潮見、日見公園	3 1 分団	8
飯 香 浦 太 田 尾	片峰入口 太田尾バス停前、山川河内橋下	3 2 分団	2 5
田 手 原	早坂、田手原、六本松、茂木の一部（転石）	3 3 分団	1 8
茂 木 北 浦 宮 摺	片町（茂木港野積場）、黒橋バス停前、茂木港、 新田 茂木中学校先、旧南商業高校下 海岸（宮摺バス停付近）	3 4 分団	1 7
大 崎	千々町枇杷出荷場海岸、大崎町公民館前海岸	3 5 分団	1 0
土 井 首	えがわ運動公園駐車場	3 7 分団	1 4
深 堀	深堀埋立地	3 8・3 9 分団	1 6
大 籠	大籠町の海岸	3 9 分団	5
三 重	檜山町の海岸、三重田町の海岸	4 2 分団	1 8

消防団警備場所

流し場	警備場所	警備分団	昨年実績
香 焼	岩崎鼻埋立地	4 3 分団	6
	馬手ヶ浦児童公園横、堀切西漁協事務所横	4 4 分団	6
	安保ポンプ場入口、辰ノロシャワー室横	4 5 分団	9
伊 王 島	伊王島開発総合センター横	4 6 分団	5
高 島	西海岸グラウンド駐車場	4 7 分団	4
野 母 崎	樺島	4 8 分団	5
	脇岬下揚公民館前	4 9 分団	7
	脇岬北港埋立地		
	脇岬旧フェリー発着場前		
	野母終末処理場前（名称のみ変更）	5 0 分団	4
三 和	高浜海水浴場横	5 1 分団	8
	宮崎総合地域施設前・宮崎消防詰所前	5 3 分団	1 8
	JA 長崎西彼川原給油所前		
	為石須浜埋立地、為石海岸通り、藤田尾海岸	5 4 分団	1 3
	蚊焼漁港横、蚊焼海岸通り 岳路海水浴場駐車場	5 5 分団	1 0
外 海	黒崎漁港	5 6 分団	4
	出津漁港	5 7 分団	4
	扇山	5 8 分団	1 0
	神浦港	5 9 分団	6
	大野浜海浜公園	5 9 分団	6
琴 海	小口住吉神社下船揚場 又兵衛防火水槽横	6 1 分団	5
	名串公民館横 張岳集落センター駐車場	6 2 分団	6
	北部運動公園運動場駐車場 大江・形上地区クリーンセンター横 大子集落センター駐車場	6 3 分団	6
	中部運動公園運動場駐車場 土井ノ浦船着場	6 4 分団	6

消防団警備場所

流し場	警備場所	警備分団	昨年実績
琴 海	戸根公民館駐車場 大石公民館駐車場	6 5 分団	7
	南部総合センター駐車場 琴海ニュータウン公民館駐車場 西海コミュニティーセンター	6 6 分団	2 2

- 1 警備方法は、原則として各警備場所における拠点警備とする。
- 2 については昨年との変更点

警備実施事項及び内容

担当課署	実 施 事 項	実 施 内 容
警防課	消防局精霊流し警備対策本部の設置及び警備統制に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。	警備隊の運用統括及び関係機関との連絡調整を実施する。
予防課	署との連絡調整及び予防査察に関すること。	給油所及び花火販売店の予防査察に関すること。
指令課	情報収集及び指令に関すること。	災害発生時の消防署隊の運用及び必要な情報収集を実施する。
消防署	警備本部の設置及び運用に関すること。 管内流し場の警備に関すること。	警備本部及び署警備班を設置し、管内流し場の警備を実施する。警備班の組織は各署で定める。 なお、中央署は元船流し場において、現地警備班を設置する。
	巡 視※ (署 長)	警備場所の警備状況等の巡視を実施する。
	火災等に対する出動体制の強化に関すること。	各小隊は通常の勤務体制とする。
	火災調査に関すること。	火災発生時の出火原因、被害状況及び損害の調査を実施する。
	防火広報の実施に関すること。	花火、燈明等の取り扱い方法について防火広報を実施する。
	花火販売店の予防査察に関すること。	花火販売、取り扱い方法等について火災予防の指導の徹底を図る。
消防団	精霊流し場の警備に関すること。	管内精霊流し場等の警備を実施する。

※署長巡視の時間等については、各署指揮調査隊において調整後、関係副団長等に連絡願います。

令和7年度消防団員研修・訓練予定表（案）

月	項 目	内 容	対 象
5月	副団長研修 (5月16日予定)	・長崎市消防団の現況	・全副団長
	災害対策本部設置訓練 (5月28日予定)	・災害対策本部設置訓練	・団長 ・全副団長 ・方面隊長が指名する地区本部分団長
6月	新入団員研修 (6月15日・6月22日予定)	・消防団組織について ・訓練礼式 ・ホース延長	・令和6・7年度入団者 (R6.5～R7.4入団者)
7月	新任分団長研修 (7月13日予定)	・安全管理 ・訓練礼式	・令和7年度昇任者 ・令和6年度研修未受講者
	新任副分団長研修 (7月13日予定)	・安全管理 ・訓練礼式	・令和6・7年度昇任者 (R6.11～R7.4昇任者) ・令和6年度研修未受講者
8月・9月 (地域の実情により6 月～12月までの間実 施可能)	地区別教育訓練	・各地区計画による	・全団員
10月	新任部長・班長研修	・安全管理 ・訓練礼式	・令和6・7年度昇任者 (R6.11～R7.4昇任者) ・令和6年度研修未受講者
	災害対策本部設置訓練	・災害対策本部設置訓練	・団長 ・全副団長 ・方面隊長が指名する地区本部分団長
11月	秋の火災予防運動訓練	・各地区計画による	・全団員
1月・2月	機械員研修	・ポンプ車及び小型ポンプの取り扱い ・交通事故防止	・機械員
3月	春の火災予防運動訓練	・各地区計画による	・全団員

連絡事項（10）消防団充実強化研修（アドバイザー派遣）について（予防課）

消防団充実強化研修（アドバイザー派遣）について

1 目的

消防庁から消防団等充実強化アドバイザーを派遣していただき、消防団への加入促進及び活性化を図るための研修を実施するもの。

2 日時

令和7年7月13日（日） 午後から

3 場所

長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町9番6号）

4 対象者

（1）団長1名

（2）副団長19名

（3）各地区の団員216名

各地区の消防団員数に応じて最大参加見込み数（200人）を按分し、原則、全階級から参加させることとするもの。ただし、按分した人数が5名に満たない地区にあっては5名参加とする。

（4）長崎市消防団チームNEO15名

団長	1人	東長崎地区	26人	高島地区	5人
副団長	19人	日見地区	6人	野母崎地区	14人
団本部	5人	茂木地区	17人	三和地区	13人
中央地区	22人	土井首地区	8人	外海地区	12人
梅香崎地区	11人	深堀地区	5人	琴海地区	18人
稲佐地区	12人	三重地区	11人	チームNEO	15人
福田地区	11人	香焼地区	5人		
式見地区	10人	伊王島地区	5人		
					<u>計 251人</u>

5 研修内容

（1）消防団の統合等による消防団組織づくりと団員の意識改革

（2）地域における効果的な消防団員確保対策及び広報事例

（3）ベテランと若手のコミュニケーションの取り方や風通しの良い環境づくりのための取り組み事例

6 その他

出勤報酬の支給対象とする

消 警 第 7 0 号

令和7年5月7日

消 防 団 長 様
方 面 隊 長 様
副 団 長 様
地区本部分団長 様

消 防 局 長

令和7年度前期長崎市消防局災害対策本部設置訓練への参加について

このことについて、次のとおり大規模災害発生時における災害対策本部設置訓練を実施することとしたのでお知らせします。

つきましては、訓練の時間及び参加場所等について確認のうえ参加いただきますようお願いいたします。

1 目 的

梅雨期を控え大雨による災害に的確に対応するため、長崎市消防局防災業務実施要綱及び長崎市消防局災害対応マニュアルに基づき、長崎市消防局災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び消防署警備本部（以下「警備本部」という。）の運用における担当業務並びに消防団の連携業務の確認を目的とする。

2 日 時

令和7年5月28日（水） 9時30分～11時30分

3 場 所

災害対策本部（消防局6階作戦室）及び警備本部等（各署の指定する場所）

4 訓練想定

長崎県は、梅雨前線の活発化に伴う大雨に見舞われ、長崎市北部を中心に床下・床上浸水、崖崩れ、敷地崩壊、建物倒壊等の被害が発生したものの。

（裏面あり）

5 参加対象者

対象者		参加場所
消防団長		災害対策本部(消防局 6 階)
方面隊長 (副団長)	北方面隊長(中央地区)	中央消防署警備本部
	西方面隊長(式見地区)	北消防署警備本部
	南方面隊長(香焼地区)	南消防署警備本部
	東方面隊長(東長崎地区)	矢上出張所
副団長	団本部	災害対策本部(消防局 6 階)
	稲佐地区、福田地区、三重地区、 外海地区、琴海地区	北消防署警備本部
	日見地区、茂木地区	中央消防署警備本部 または矢上出張所
	梅香崎地区	中央消防署警備本部 または南消防署警備本部
	土井首地区、深堀地区、伊王島地区、 野母崎地区、三和地区	南消防署警備本部
	高島地区	南消防署警備本部 または高島出張所
分団長等	各方面隊長が指名する 地区本部分団長等 (各 1 名)	災害対策本部(消防局 6 階)
	指名されていない地区本部分団長等 (任意参加)	副団長と同一場所

参加できない場合、代理出席も可能です。

(代理出席もできない場合は、担当者まで連絡してください。)

6 その他

(1) 訓練参加時の服装は、活動服、編上げ靴、アポロキャップとします。

(2) 本訓練は任意参加も含め、全て出動報酬対象となりますので、訓練後に出動報告書を提出して下さい。

担当

警防課 訓練管理係 上戸、鈴木

TEL: 095-822-0181 FAX: 095-829-1067

(案)

令和7年 月 日

副 団 長 様
地区本部分団長 様
分 団 長 様

長崎市消防団長

令和7年度消防団地区別教育訓練の実施について（通知）

このことについて、消防団員としての規律及び行動力を養うとともに、災害等への対応能力の向上を目的として、別添1「地区別教育訓練実施計画」（以下「実施計画」という。）のとおり実施することとしたので、所期の目的を達成されるよう通知します。

また、所轄の消防署が同一となる地区において訓練実施日が重複する場合は、各消防署からの指導員派遣が困難であることから、他の地区と確実に日程調整（別添2「日程調整表」）を行うよう併せて通知します。

なお、近年、他都市において林野火災などの大規模災害が発生しており、本市においても同様の災害発生が懸念されることから、所轄の消防署と連携した訓練（林野火災を想定した中継訓練等）の実施を検討すること。

1 地区別教育訓練（事務手続き等）の計画を立てる場合の手順

- (1) 所轄の消防署が同一となる他の地区及び各消防署指揮調査隊と調整しながら各地区で訓練実施日を決定すること。【他の地区との重複に注意すること】
- (2) 各地区で訓練内容（放水の有無など）の概要を決定すること。
- (3) 別紙2「地区別教育訓練実施計画書」を所轄の消防署指揮調査隊へ7月31日（木）までに提出し、地区で計画した訓練内容の詳細を各署指揮調査隊と協議すること。

なお、消防団本部、消防局警防課及び予防課への提出は不要とする。

- (4) 地区別教育訓練の実施期間については、原則として令和7年8月1日（金）から令和7年9月30日（火）までとするが、地域の実情により令和7年6月1日（日）から令和7年7月31日（木）までの間及び令和7年10月1日（水）以降も実施可能とする。

ただし、令和7年12月末までに訓練を実施することとし、訓練を実施する際は事前に別紙2「地区別教育訓練実施計画書」を所轄の消防署指揮調査隊へ提出し、地区で計画した訓練内容の詳細を各署指揮調査隊と協議すること。

裏面有り

2 グラウンド、道路等の使用に係る申請については、管轄する消防署と協議のうえ、原則、各消防団において対応すること。

3 別紙1「地区別教育訓練実施計画書」については、長崎市消防局ホームページからダウンロード可能。

4 訓練実施に伴う「第10号様式 出動報告書」については、確実に実施月の月末までに、予防課担当者へ提出すること。

5 各消防署連絡先

中央消防署	警防1・2課	指揮調査隊	820-0119
北消防署	警防1・2課	指揮調査隊	848-0119
南消防署	警防1・2課	指揮調査隊	879-6119

長崎市消防団 団本部	消防局警防課訓練管理係
副団長：大串	担当：上戸・鈴木
電 話：095-822-0418	電話：095-822-0181
FAX(共通)：095-829-1067	
Mail (警防課)：shoubo_keibo@city.nagasaki.lg.jp	

地区別教育訓練実施計画

1 目 的

消防団員としての規律及び行動力を養うとともに、消防訓練礼式及び消防操法技術等の習熟により、災害等への的確な対応能力の向上を図ることを目的とする。

2 実施期間

地区別教育訓練の実施期間は、原則として令和7年8月1日（金）から令和7年9月30日（火）までとするが、地域の実情により令和7年6月1日（日）から令和7年7月31日（木）までの間及び令和7年10月1日（水）以降も実施可能とする。

ただし、令和7年12月末までに訓練を実施すること。

3 実施方法

（1）訓練スケジュール及び訓練科目については、次表を参考として各地区で計画を立て実施すること。

	訓練科目	内 容 等	時 間（分）	担 当
1	開会式	- 挨拶 - 訓練の目的、到達目標 - 服装点検 - 事故防止、安全管理について	0：15 (9：00～9：15)	副団長 消防職員
2	訓練礼式	・訓練礼式の目的	1：00 (9：15～10：15)	副団長 消防署員
		・階級等に応じた各個訓練		
		幹部団員		
		団員		
		新入団員等		
		・分列行進		
3	基本訓練	・ホース延長訓練（基本・応用延長）	1：30 (10：30～12：00)	
昼 食・休 憩（12：00～13：00）				
4	選択訓練	【応用訓練】 - 消防署との連携訓練 - ポンプ操法競技会 - 長距離ホース延長及び送水訓練 - 中継送水訓練 等	3：45 (13：00～16：45)	副団長 消防署員
5	閉会式	- 到達目標評価 - 全体講評	0：15 (16：45～17：00)	副団長 消防署員

(2) 訓練礼式については、概ね次の項目を実施すること。

ア 訓練礼式の目的及び理解

イ 階級等に応じた各個訓練

(ア) 幹部団員

内容	・ 号令、命令及び指示要領 ・ 集合、整頓、報告、解散要領 ・ 基本的動作（基本の姿勢、休めの姿勢、右（左）向け、半ば右（左）向け、後ろ向き、敬礼。以下同じ。） ・ 速足、かけ足要領（発進、停止要領） ・ 訓練礼式に関する団員及び新団員等に対する指導
----	---

(イ) 団員

内容	・ 集合、整頓要領 ・ 基本的動作 ・ 速足、かけ足要領（発進、停止要領）
----	---

(ウ) 新人団員

内容	・ 訓練礼式の目的、主眼説明 ・ 集合、整頓要領 ・ 基本的動作 ・ 速足、かけ足要領（発進、停止要領）
----	--

ウ 分列行進

内容	・ 指揮者、旗及び部隊の距離 ・ 号令、集合、整頓要領 ・ 訓練責任者等（幹部団員及び指導消防団員）の号令による分列行進 ・ 行進中の敬礼要領
----	---

(3) 選択訓練においてポンプ操法競技会を実施する場合は、各地区消防団で協議し決定すること。

また、実施要領は「長崎県消防ポンプ操法実施要領（二重巻き・折りたたみ）」に基づき実施すること。

なお、ポンプ操法競技会に係る訓練指導依頼の上限を3回以内とし、事前に実施日時等を定めて所轄の消防署（指揮調査隊）に連絡すること。

4 準備品

賞状や消耗品が必要となる場合は、各地区消防団で準備すること。

その他運営に必要となる準備品についても各地区消防団で準備することとするが、準備が困難な場合は所轄消防署に相談すること。

5 留意事項

- (1) 訓練内容については、事前に所轄の消防署と協議のうえ計画立案し、グラウンド、道路等の使用に係る申請については、原則、各消防団において対応すること。
- (2) 地区別教育訓練実施日は、各地区で重複することがないように副団長又は地区本部分団長にて所轄の消防署が同一である他の地区と事前に実施日の調整を図ること。
- (3) 毎年、公務災害が多発しているため、訓練の実施にあたっては、交通事故及び訓練中の事故防止の徹底を図ること。
- (4) 服装については、活動服、アポロ帽（訓練時は保安帽）、編上靴、手袋とする。

6 提出・報告

各地区の副団長又は地区本部分団長は、教育訓練実施日、訓練内容及び実施場所を決定し、別紙1「地区別教育訓練実施計画書」を所轄の消防署指揮調査隊へ提出すること。

なお、本様式の提出があったもののみを出動報酬の対象とする。

【日程調整表】

地区別教育訓練(ポンプ操法大会を含む)の実施日が他の地区と競合した時には、署員を派遣できない場合が生じますので、次の管轄署別において各地区では極力、訓練実施日が2地区以上重複しないよう管轄の消防署指揮調査隊との事前調整をお願いいたします。

管轄署	地 区 名	令和7年度	令和6年度
中央・(北)	中央地区		9月1日(日)
中央・(南)	梅香崎地区		9月8日(日) 南署対応
中央・(北)	稲佐地区		9月8日(日)
中央・(北)	福田地区		9月1日(日) 北署対応
中央	東長崎地区		9月1日(日)
中央	日見地区		9月8日(日)
中央	茂木地区		8月25日(日)

管轄署	地 区 名	令和6年	令和5年
北	式見地区		9月29日(日)
北	三重地区		9月8日(日)
北	外海地区		9月29日(日)
北	外海地区(池島)		未実施
北	琴海地区		9月1日(日)

管轄署	地 区 名	令和6年	令和5年
南	土井首地区		8月25日(日)
南	深堀地区		9月29日(日)
南	香焼地区		8月25日(日)
南	伊王島地区		9月8日(日)
南	高島地区		9月8日(日)
南	野母崎地区		9月1日(日)
南	三和地区		9月15日(日)

- 1 参考として昨年度(令和6年度)の実施日を記載しています。
- 2 実施日が競合した場合、別の日に調整する場合がありますので、訓練日程は早めに所轄の消防署指揮調査隊に連絡をしてください。

別紙 1

年 月 日

消 防 局 長 様

地区本部・ 分団

階級 氏 名

地 区 別 教 育 訓 練 実 施 計 画 書

実施分団名	地区消防団・ 分団		
日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
内 容 及び 場 所	1 訓 練・研 修・その他 () 2 場 所 ()		
参 加 団 員 数	約 名	消防署員の指導	要 ・ 不 要
使 用 水 利 及び 水 利 場 所	1 防火水槽・消火栓・プール・その他の水利 2 水 利 場 所 ()		
参 加 団 体	消防署・婦人防火クラブ・自主防災組織・自治会・その他 ()		
※訓練等概要記入欄			

計画書提出先：各消防署指揮調査隊

問合せ先：消防局警防課訓練管理係 822-0181

第30回全国女性消防団員活性化長崎大会について

1 目 的

全国の女性消防団員が一堂に集い、日頃の活動や先進的な取組みについて情報交換し、交流することにより、幅広い知識と視野を習得し、その活動を一層活性化させ、地域防災力の強化に資することを目的とする。

2 日 時

令和7年11月13日（木）

※大会前日にリハーサル及び意見交換会があり、大会当日は大会後に情報交流会が実施されます。

3 場 所

出島メッセ長崎（尾上町4番1号）

4 参加人数

約3,000人

5 大会テーマ

「来んね！平和の街へ 島々へ ～ 未来へ、長崎でつながる女性消防団～」

6 その他

長崎市からも多くの女性消防団員の要請が予定されており、大会実行委員会での協議を踏まえて、団長を通じて依頼したいと思います。

また、場合によっては男性団員の動員も考えられますので、その際はご協力願います。

連絡事項（14）消防団協力事業所の拡充について（予防課）

1 消防団協力事業所表示制度とは

被雇用者団員が増える中、地域の消防防災力の充実強化を一層推進するためには、消防団員を雇用する事業所の理解と協力が必要不可欠となっています。そこで、消防団活動に積極的に協力している事業所を消防団協力事業所として認定することにより、事業所の消防団活動への協力が社会貢献（CSR）として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。本制度は平成18年度に総務省消防庁において開始され、長崎市におきましても平成21年度から実施しています。

2 消防団協力事業所の認定要件について

次のいずれかに適合している事業所

- （1）従業員が消防団員として2名以上入団していること、当該消防団員が就業時間中に消防団活動を行うことについて、いかなる不利益な取扱いをおこなわないこと。
- （2）災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供し、又は消防団に訓練場所を提供するなど消防団活動に協力していること。
- （3）消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど特に優良と認められること。

3 消防団協力事業所の優遇措置

平成26年度からは、従業員のうち2名以上が消防団員（上記2（1）に該当）であり、消防団協力事業所に認定された事業所については、優遇措置として建設工事業者の発注者別評価加点10点を申請することができます。

4 長崎市の消防団協力事業所数（令和7年4月1日現在）

140事業所

認定要件	事業所数
1号認定	88
2号認定	41
3号認定	11



連絡事項（16）被服等の再利用について

このことについて、市民から次のような意見があり、予防課から回答した内容について記載しています。

【 内 容 】

新入団員には新品の「上下制服、アポロキャップ、ベルト、安全靴、革手袋等」されます。近年、大学生の就職活動における実績作りや就職浪人中の若い方々が実績作りに入団し、短期間で退団される例が見受けられます。1年以上活動できるかどうかの入団基準が必要かと思います。また、報酬費の支給対象とするのも考えものです。退団すると自ずと上記物品が消防団に残されます。また、上記以外の退団者の物品も分団に返還され、物品が山の様に保管されています。1人分の備品代は高額です。また、税金で賄われています。きちんと備品管理して使えるものは使う努力をすること。新品で無くても活動はできます。物品管理を消防局と各分団が協力し、税金の無駄を無くすこと。外部からの指導で改善しなければと思います。

【 回 答 】

近年、全国的に消防団員の確保が課題となっているなか、大学生等の若い力の消防団への参加は、消防団組織の活性化や次世代の担い手育成などに繋がることから強く期待されており、入団する大学生等においても消防団活動を通じて、災害対応に係る知識や技術を習得できるとともに、地域社会の一員としての誇りを感じることができるというメリットがあります。しかしながら、学業の都合や就職等により短期間で退団するケースもあることから、ご指摘のとおり税金の無駄をなくせるよう、支給した物品のうち再利用ができるものについては、消防団の意見を聞きながら再利用を促進する仕組みづくりに努めてまいります。貴重なご意見をいただきありがとうございます。

1 住宅火災による死者数と高齢者の関係（過去10年間(H27～R6)）

全国及び長崎市内で発生した住宅火災による死者数のうち高齢者(65歳以上)の割合

	全 国		長崎市	
全ての火災件数	379,377	件	1,041	件
うち建物火災件数	208,053 (54.8%)		614 (58.9%)	件
うち住宅火災件数	106,573 (51.2%)	件	353 (57.4%)	件
全ての火災死者数	14,760	人	66	人
うち建物火災死者数	12,090 (81.9%)	人	56 (84.8%)	人
うち住宅火災死者数	9,399 (77.7%)		46 (82.1%)	人
うち高齢者死者数	6,759 (71.9%)	人	30 (65.2%)	人

長崎市消防局予防課

1

2 住宅火災による一人暮らし高齢者世帯の死者数(過去10年間(H27～R6))

長崎市内の住宅火災による高齢者死者のうち、一人暮らし高齢者世帯を年齢層ごとに比較

	年 齢						
	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～	合計
一人暮らし高齢者数	6,712	7,942	7,507	5,887	5,342	5,445	38,835
一人暮らし 高齢者死者	3 ／	3 ／	2 ／	1 ／	1 ／	1 ／	11 ／
高齢者死者数	6	3	4	8	6	3	30
	50.0%	100%	50.0%	12.5%	16.6%	33.3%	36.6%

長崎市消防局予防課

2

3 令和7年度住宅防火対策

【基本施策E1】地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります

【新】消防職員による一人暮らし高齢者世帯への住宅防火訪問

対象	令和7年度 市内全域の70歳～74歳(約8,000世帯)の一人暮らし高齢者世帯
理由	① 一人暮らし高齢者数が最も多い年齢層である ② 高齢者死者数に占める一人暮らし高齢者死者の割合が100%である
実施方法	① 一人暮らし高齢者宅を訪問し、住宅防火における注意事項の説明と住宅用火災警報器の設置確認を実施 ② 個々の住戸内の火災危険の有無を確認する「住宅防火診断」を提案し、より具体的な防火指導を実施(診断を受けるかは、各世帯の判断による)

長崎市消防局予防課

3

4 令和8年度から令和12年度までの防火訪問スケジュール

令和8年度から12年度まで毎年度65歳、70歳、80歳、85歳以上の一人暮らし高齢者世帯(年間約6,000世帯 5年間で約30,000世帯)を訪問予定

令和7年度の(満)年齢	一人暮らし高齢者世帯への防火訪問スケジュール				
60					令和12年度(65歳)
61				令和11年度(65歳)	
62			令和10年度(65歳)		
63		令和9年度(65歳)			
64		令和8年度(65歳)			
65					令和12年度(70歳)
66				令和11年度(70歳)	
67			令和10年度(70歳)		
68		令和9年度(70歳)			
69		令和8年度(70歳)			
70	令和7年度実施				
71	令和7年度実施				
72	令和7年度実施				
73	令和7年度実施				
74	令和7年度実施				
75					令和12年度(80歳)
76				令和11年度(80歳)	
77			令和10年度(80歳)		
78		令和9年度(80歳)			
79		令和8年度(80歳)			
80					令和12年度(85歳以上)
81				令和11年度(85歳以上)	
82			令和10年度(85歳以上)		
83		令和9年度(85歳以上)			
84以上		令和8年度(85歳以上)			

長崎市消防局予防課

4